

東京都練馬区〈以下省略〉

原告 X

東京都渋谷区〈以下省略〉

原告 株式会社 里水

同代表者代表取締役 A

上記兩名訴訟代理人弁護士 平田達

同 田宮彩子

同訴訟復代理人弁護士 高野良子

東京都練馬区〈以下省略〉

被告 練馬区

同代表者区長 志村豊志郎

同指定代理人 澤田千秋

同 高橋工

同 山田幸男

同 中嶋敏博

同 西小野満

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 被告は、原告Xに対し、281万8834円及びこれに対する平成9年2月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告株式会社里水に対し、3659万5000円及びこれに対する平成14年11月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告X（以下「原告X」という。）及び原告株式会社里水（以下「原告里水」という。）が、各原告において購入又は売却する予定であった土地に接する通路が建築基準法

(以下「法」という。) 42条2項に規定する道路(以下「2項道路」という。)に該当するか否かをあらかじめ被告に問い合わせたのに対して、被告区役所の職員が当該通路は2項道路に該当しないと誤った回答をしたため、原告らはそれを前提に決定した代金額で上記土地の売買をしたところ、後に上記通路が2項道路に該当することが判明し、その結果損害を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項又は民法709条若しくは715条に基づき、原告Xについては損害金281万8834円及びこれに対す

る売買の日である平成9年2月27日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金、原告里水については損害金3659万5000円及びこれに対する売買の日である平成14年11月18日から同割合による遅延損害金の各支払を求める事案である。

1 前提事実(当事者間に争いのない事実は末尾に証拠等を掲記しない。)

(1)ア 原告Xは、平成9年2月27日、Bから別紙物件目録1(1)ないし(3)記載の各土地(以下「本件土地1」という。)及び同土地上の建物を3500万円で買い受けた(以下「本件売買契約1」という。)(甲1)

イ 原告里水は、平成14年11月18日、田畑土地株式会社(代表者C(以下「C」という。))の仲介により、Dに対して、別紙物件目録2記載の土地(以下「本件土地2」という。)及び同土地上の建物を1824万5000円で売り渡した(以下「本件売買契約2」という。)。ただし、同建物は取り壊すことが前提となっており、売買代金算定の基礎には含まれなかった。(甲3、4、弁論の全趣旨)

(2) 本件売買契約1、2は、本件土地2のうち別紙図面1のA、B、C、D、E、F、G、H及びAの各点を順次直線で結んだ線で囲まれた範囲の通路部分(以下「本件私道」という。なお、本件土地1と本件私道の位置関係は、別紙図面2のとおりである。)が2項道路に該当しないものとして、締結された。(甲3、4、弁論の全趣旨)

(3)ア 法施行当初、東京都内の2項道路の指定権限を有する特定行政庁は、法の規定により、東京都知事とされていたところ、東京都知事は、昭和30年7月30日、東京都告示第699号により、基準時(法第3章の規定が適用されるに至った昭和25年11月23日をいう。以下同じ。)において、東京都内に現存する幅員4m未満1.8m以上の道で一定の要件に該当するもの等を2項道路に一括指定した。(乙3)

イ 法及び建築基準法施行令の改正により、昭和50年4月1日以降は、被告区長が練馬区内の2項道路の指定権限を有する特定行政庁となったところ、被告区長は、同年3月27日、練馬区告示第33-2号により、同年4月1日以降、基準時において、練馬区内に現存する幅員4m未満1.8m以上の道で、一般の交通に使用されており、その中心線が明確であり、基準時にその道のみ接する建築敷地があるもの(以下「本件指定要件」という。)を2項道路に一括指定した(以下「本件指定」という。)(乙4)

ウ 被告区長は、平成16年11月30日、本件私道が本件指定要件を充足すると判断した(以下「本件決定」という。)(乙5)

2 争点

(1) 原告らは、本件売買契約1, 2の締結に先立って、被告に対し、本件私道が2項道路に該当するかを問い合わせたか。これに対して、被告の職員は、どのように回答したか。

(原告らの主張)

ア 原告Xは、本件売買契約1締結の直前に、知人の不動産業者であるCを介し、被告環境建築部建築課の職員に対し、本件私道が2項道路に該当するか否かを問い合わせた(以下「本件問い合わせ1」という。)

イ 原告里水は、平成13年12月ころから平成14年11月ころまでの間に、C又は同人の代理人である積水ハウス株式会社の従業員E(以下「E」という。)を介し、複数回にわたって被告都市整備部建築第1課調査係(平成18年4月に建築審査課道路調査係に名称変更。以下「調査係」という。)の職員に対し、本件私道が2項道路に該当するか否かを問い合わせた(以下「本件問い合わせ2」という。)

ウ 被告の職員は、本件問い合わせ1, 2に対し、確定的に本件私道が2項道路に該当しない旨回答した。仮に、被告の職員が本件問い合わせ1, 2に対して「2項道路として判断することができる十分な資料が整えば2項道路として取り扱う」旨回答したとしても、それは、「現時点では資料が整っていないから2項道路ではなく通路として扱う」という意味であり、確定的に「2項道路ではない」と回答したのと同じである。

(被告の主張)

原告らの主張のうち、原告里水が被告に対して本件問い合わせ2をした事実は認めるが、原告Xが被告に対して本件問い合わせ1をした事実は知らず、その余は否認する。

被告の職員が、本件問い合わせ2に対し、本件私道が2項道路に該当すると判断することができる十分な資料が整えばこれを2項道路として取り扱う旨回答したことはあるが、確定的に本件私道が2項道路に該当しない旨の回答をした事実はない。

(2) 被告の職員が本件問い合わせ1, 2に対し確定的に本件私道が2項道路に該当する旨の回答をしなかったことは違法か。

(原告らの主張)

地方自治体の職員は、その地域内の通路について、2項道路該当性の判断資料を適正に管理した上、ある通路が2項道路に該当するか否かについての住民からの問い合わせに対しては、慎重に調査して回答すべき義務を負うところ、被告の職員は、昭和46年の時点で既に本件私道が2項道路に該当することを前提にした建築確認処分がされたことがあるのに、道路等索引帳に本件私道が2項道路に該当する旨を記載しないなど、上記判断資料を被告内で適正に管理せず、過去にさかのぼった建築確認処分の有無の調査、本件私道の近隣住民からの聴き取り等を一切行わなかったために、確定的に本件私道が2項道路に該当する旨の回答をせず、かえって、確定的に本件私道が2項道路に該当しない旨又は本件私道が2項道路に該当する

と判断することができる十分な資料が整えば2項道路として取り扱う旨の回答をしたのであるから、被告の職員がした本件問い合わせ1, 2に対する回答は違法である。

(被告の主張)

原告らの主張は争う。

地方自治体が行う2項道路該当性についての照会に対する回答は、公証事務ではなく、主として建築確認申請等をする者を対象に、その申請の円滑化に資するために行う単なる行政サービスであるから、その回答の内容が完全に正確なものでなければならないというものではなく、当該行政サービスの内容、時間、提供される資料等に照らし、当該部署の公務員として一般に期待されている程度の情報提供が行われれば足りる。そして、ある通路が2項道路に当たるか否かの判断は必ずしも容易とはいえず、他方で、照会の担当窓口には日々多数の相談者が来庁するため、各相談者から2項道路に関して簡単な質問・照会があった場合には、その場で速やかに回答することが求められる。そうすると、2項道路であるか否かの照会を受け

た地方自治体の職員は、照会を受けた時点で把握している事実を告げれば足りるというべきである。被告の職員は、本件問い合わせ2に対し、その時点で把握していた事実、すなわち、被告区長が本件私道を2項道路であると判断していない事実を前提に、2項道路と判断することができる十分な資料が整えば2項道路として取り扱う旨回答したものであるから、その回答に違法はない。

昭和46年に本件私道が2項道路に該当することを前提とする建築確認処分がされた事実があるとしても、建築確認を担当する建築主事には、2項道路該当性についての判断権限がないから、被告が確定的に本件私道を2項道路として取り扱うことが義務付けられるわけではなく、被告の職員が本件問い合わせ2に対してその旨回答しなかったとしても、違法であるとはいえない。

よって、本件問い合わせ2に対する被告の職員の回答は、国賠法又は不法行為法上の違法性を有しないというべきである。

(3) 被告の職員が確定的に本件私道が2項道路に該当する旨回答しなかったことと原告らが本件売買契約1及び2を締結したこととの間には因果関係があるか。

(原告らの主張)

原告らは、被告の職員が本件問い合わせ1, 2に対して確定的に本件私道を2項道路に該当する旨回答しなかったために、本件私道が2項道路に該当しないという前提で本件売買契約1及び2を締結し、争点(4)(原告らの主張)のとおり損害を被った。

よって、被告の違法行為は、原告らの被った損害と因果関係を有するというべきである。

(被告の主張)

原告らの主張は否認し、争う。

(4) 原告らの損害

(原告らの主張)

ア 原告Xについて

原告Xは、本件私道が2項道路に該当しないと的前提で本件売買契約1を締結したところ、本件売買契約1締結後に本件私道が2項道路として取り扱われることとなり、本件土地1のうち本件私道に接する約5.22m²の部分（別紙図面3記載の部分）は、法44条及び東京都建築安全条例2条の建築制限が適用されることになった。

よって、原告Xは、別紙「原告Xの損害額計算」のとおり、上記部分の購入代金に相当する281万8834円の損害を被った。

イ 原告里水について

原告里水は、本件私道が2項道路に該当せず、本件土地2が法43条に規定する接道要件を満たしていないため、本件土地2単体では建物を建てることできないとの前提で本件売買契約2を締結し、近隣の土地の取引相場（1坪当たり約150万円）よりもはるかに安い金額で本件土地2を売却した。すなわち、本件土地2の売買代金は、本件土地2から本件私道を除いた部分の実測面積が120.66m²であるところ、この実測面積に1坪当たり約50万円を乗じて計算して決定されたものである。

しかし、本件売買契約2締結後に本件私道が2項道路として取り扱われることとなり、本件土地2が接道要件を満たし単体で建物の建築が可能な土地であることが判明した。

よって、原告里水は、上記取引相場からすれば5484万円で売却できるはずの本件土地2を1824万5000円で売却せざるを得ず、その差額3659万5000円の損害を被った。

（被告の主張）

原告らの主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（原告らは、本件売買契約1、2の締結に先立って、被告に対し、本件私道が2項道路に該当するかを問い合わせたか。これに対して、被告の職員は、どのように回答したか。）について

(1) 本件問い合わせ1について

原告Xは、本件売買契約1の締結に先立って、被告に対して本件問い合わせ1をしたと主張し、証人Cの証言中には、それに沿う供述がある。

しかし、証人Cの証言は、問い合わせをした年月日、対応した被告の担当者、回答の内容のいずれの点においても、極めて曖昧であり、その証明力は低いというべきである。

しかも、同証人の証言によれば、Cが平成9年当時、被告に対して本件私道が2項道路に該当するかどうかの調査を求めた事実はないことが認められる（これに対し、後記認定のとおり、本件問い合わせ2に対しては、被告は、本件私道が2項道路に該当するかどうかの調査をしていることが認められるところである。）。

以上の点を考慮すると、証人Cの証言中の上記供述から直ちには、本件問い合わせ1がされた事実を認定することはできず、他にこの事実を認めるに足りる証拠はない。

(2) 本件問い合わせ2について

ア 原告里水が被告に対して本件問い合わせ2をしたことは、同原告と被告との間に争いが無い。

イ 証拠(甲5ないし9, 13, 乙1, 5, 8ないし12, 証人C, 同E, 同F, 同G)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 2項道路の指定には、個々の道路を個別具体的に指定するいわゆる個別指定の方法と告示や規則によって一定の条件を満たす道路を一括して指定する方法とがあるところ、被告においては、専ら一括指定の方法による指定が行われてきた。

(イ) 被告の建築主事は、昭和46年7月6日、東京都練馬区〇〇a丁目19番4の土地(以下「19番4の土地」という。)上にH(以下「H」という。)が建築を計画していた建物について、本件私道が2項道路に当たり、19番4の土地が接道要件を満たしているとして、建築確認処分(以下「本件建築確認処分」という。)をした。もっとも、本件建築確認処分の基礎とされた資料は、現時点では、被告に保管されておらず、建築主事がどのような資料に基づいて本件私道が2項道路に該当するとの判断をしたのかは不明である。

(ウ) 被告は、本件指定がされた昭和50年ころ以来、住宅地図に法上の道路として取り扱うことが確定した通路を図示(色塗り)した「道路等索引帳」を作成して調査係等の窓口へ備え置き、建築確認申請等をする者の調査の参考として閲覧に供している。被告区長が2項道路の一括指定後に個別に調査してその指定条件を充足すると判断した通路については、その旨が道路等索引帳に記載され、問い合わせを受けた被告の職員は道路等索引帳等を参照してその通路が2項道路に該当すると回答する運用が行われている。他方、道路等索引帳に2項道路として掲げられていない通路について、被告が住民から2項道路かどうかを調査してほしいとの申請を受けた場合、調査係の職員が現地確認等を行った上2項道路か否かを回答する運用が行われている。

(エ) a Cの依頼を受けたEは、平成13年12月28日、調査係を訪れ、当時調査係の職員であったG(以下「G」という。)に対し、本件私道について法42条2項の適用があるか否か、本件土地2について法43条1項ただし書の許可を受けられるか否かを問い合わせた(本件問い合わせ2)。

b 上記問い合わせを受けたGは、被告の調査係に保管されている道路位置指定等事前調査書綴りの中に本件私道についての調査書がなかったため、本件私道については2項道路該当性の調査が未了であると考え、Eに対し、道路位置指定等事前調査書の用紙の「相談内容」、「申請者住所氏名」等の欄に所定の事項を記入したもの(乙1。以下「本件調査書」という。)を提出させて事前調査の申請をさせ、調査結果については、現地確認後に連絡する旨回答した。Eが同日被告に提出した本件調査書の用紙の「相談内容」欄には、相談内容として、「協定通路として取り扱いか可否」と記載されている。なお、被告においては、建築物の敷地が一定の要件を満たす通路に接する場合には、一定の許可条件を満たす

と、法43条1項

ただし書の許可を受けられるとの取扱いがされており、かかる取扱いを受けるために必要な上記一定の要件を満たす通路として被告区長が認定する通路を、「協定通路」と呼んでいる。

c 本件調査書の提出を受けたGは、同日、当時調査係の職員であったF（以下「F」という。）と共に本件私道の現地調査（以下「本件調査」という。）を行った上、本件調査の結果を踏まえて次のとおり調査内容（考察及び結果）を起案して、上司の決裁を取り、本件調査の記録につづり込んだ（Gの起案した文書を以下「本件起案文書」という。）。

「〔考察〕現況図を見て判るように、当該通路の最小幅員は2.7m未満であるため、協定通路の要件に合致していない。よって、但し書での救済は不可である。

ここで、本通路が2項道路である可能性について検証する。昭和22年の航空写真によると、本調査地付近には2棟の建物らしきものが見える。又、この2棟は当該通路を使用していたと考えられることから、2項道路として扱うことも可能と考える。しかし、道路形状を明確に見てとれる訳ではないので、関係者の承諾及び中心位置決めを条件に2項道路として取り扱うこととしたい。

〔結論〕関係者の承諾及び中心位置決めが可能であれば、2項道路として取り扱う。（但し、航空写真により道路形状を明確に見てとれる訳ではないので、あくまで『現関係者の承諾が前提』である旨を回答の際に念を押す）」

d Gは、平成14年1月7日、Eに対し、本件起案文書の上記「考察」及び「結論」の内容を連絡した。

(オ) a Hは、平成15年1月14日、調査係を訪れ、Fに対し、本件建築確認処分に基づき建築した建物の建て替えとして19番4の土地上に建築を計画している建物について、建築確認を取得したい旨の相談をした。Fは、本件調査書等を参照した上、Hに対し、本件私道について、その位置を測量し、中心位置を決め、関係権利者の承諾があれば2項道路として取り扱うことが可能である旨説明した。

b 本件私道が2項道路に該当するとの確答を得られなかったことを不満に感じたHは、同月21日、本件建築確認処分の確認通知書（甲9。以下「本件確認通知書」という。）を持参して調査係を訪れ、Fに対し、以前19番4の土地上に建築した建物について本件建築確認処分を受けた旨を説明した。

c また、Hから19番4の土地上の建物の改築を請け負っていた旭化成ホームズ株式会社の従業員であるI（以下「I」という。）は、同年11月13日、Hの代理人として調査係を訪れ、Fに対し、Hの同年1月14日の相談と同様の相談をした。Fは、Iに対し、同日のHに対する説明と同様の説明をした上、関係権利者の承諾がないと2項道路として取り扱うのは難しいかもしれない旨伝えた。

d Iは、同年12月26日、Fに対し、本件私道の周辺住民からの証言を添えた報告書を提出した。そこで、Fは、平成16年1月7日及び8日に調査係の上司等と協議し、

周辺住民と中心位置を決め、現地表示をするとともに、図面を提出させ、その図面を基に本件私道を2項道路として取り扱うとの結論を出した。

(カ) そのころHが昭和46年に本件私道が2項道路に該当することを前提とした建築確認処分を得ていたとの情報を入手したCは、平成16年3月8日、調査係を訪れ、Fに対し、本件私道が2項道路には該当しないとの被告の指導に基づき本件売買契約1及び2の売買代金を算定したことによって損害が生じたため、被告に損害賠償を請求したい旨告げた。これを受け、Fは、同月16日、上司らと再度協議し、訴訟事件となる可能性が出てきたので、本件私道を2項道路として取り扱うには第三者の審理に耐え得る客観的な資料が提出されることが必要であり、そのような資料が提出されるまで本件私道を2項道路として取り扱うことを保留する旨方針を決定した。

(キ) そうしたところ、Hは、平成16年3月29日、調査係に対して、新たに入手した昭和23年当時の本件私道周辺の航空写真を提出した。被告区長は、平成16年11月30日、上記航空写真等によれば、本件私道が基準時において本件指定要件を充足していたと判断し得るとして、本件決定をし、本件私道は、その時点で道路等索引帳に2項道路として掲げられた。

ウ イに認定したような、本件私道についての2項道路該当性の調査の経緯、本件調査書中の本件起案文書の記載等によれば、被告の職員は、本件問い合わせ2に対して、確定的に本件私道が2項道路に該当しない旨回答をしたものではなく、むしろ、2項道路に該当すると判断することができる十分な資料が整えば2項道路として取り扱う旨回答したものと認めるのが相当である。

エ(ア) 原告らは、被告の職員が本件問い合わせ2に対して確定的に本件私道が2項道路に該当しない旨回答したと主張し、証人C及び同Eは、これに沿う供述をする。

しかし、前記前提事実のとおりの本件指定要件の内容からすれば、個々の通路が本件指定要件に該当するか否かの判断は、必ずしも容易ではなく、上記判断をするに当たっては、当該通路の正確な位置を確定する作業等を行う必要があることがうかがわれるところ、前記認定事実によれば、本件調査が行われる前には、被告は上記判断をするための十分な資料を保有していなかった上、本件調査によっても、基準時当時における本件私道の道路形状を明確に見て取れる写真等の確実な資料が入手できなかったことがうかがわれるのであるから、そのように資料が乏しい段階で、被告の職員が、本件問い合わせ2に対し、確定的に本件私道が2項道路に該当しない旨の回答をしたとはにわかに考え難く、上記各証人の供述は、信用できないというべきである。

(イ) 証人Eは、本件起案文書の記載に反し、平成14年の初めに被告の職員から本件調査の結果について連絡を受けた際、被告の職員から本件私道について法43条1項ただし書での救済はできないと聞いたのみであり、本件私道を2項道路として取り扱う可能性がある旨言われたことはないとの供述する。

しかし、本件起案文書の体裁や内容には特に不自然・不合理なところはなく、その記載内容は信用できるというべきである。

確かに、本件起案文書の「考察」及び「結果」の各欄の記載内容は、一見すると、本件調査書の「相談内容」欄の記載（「協定通路として取り扱いか可否」）と必ずしも整合していないようにも見えるが、証拠（証人C、同E、同G）によれば、平成13年12月28日のEのGに対する相談の趣旨は、本件土地2に合法的に建物が建てられるかどうかであり、本件私道が協定通路に当たるか否かに限られるものではなかったことが認められるところであり、そのような相談に対して、被告の職員が本件私道を2項道路として取り扱う可能性についても検討し、その検討結果を回答するのは、ごく自然なことというべきである。したがって、本件起案文書の記載内容が本件調査書の「相談内容」欄の記載と一見整合していないように見え

ることは、本件起案文書の作成経過や内容に疑問を抱かせるものとはいえない。

(ウ) 証拠（証人E）及び弁論の全趣旨によれば、Eが本件問い合わせ2がされた時期の前後において本件私道を2項道路として取り扱うために周辺住民の承諾を集めるなどの行動をとった事実はないことが認められるところ、Eが本件問い合わせ2に対してGから本件起案文書の「考察」及び「結論」の各欄に記載のとおりの内容の回答を受けたのであれば、Eは当時本件私道の周辺住民の承諾を取り付ける行動に出たと考えるのが自然であるといえなくもない。

しかし、Eは、その経験上、道路等索引帳の記載が確定的なものであると考えていたこと（証人E）に照らせば、Eは、Gから上記内容の回答を受けたとしても、本件私道が道路等索引帳上に2項道路として記載されていないことを重視し、被告が本件私道を2項道路として取り扱うことはないと考え、上記行動に出なかったと考える余地もあり得るから、Eが上記行動に出なかったことは、ウの認定を覆すものではないというべきである。

(エ) 前記認定の事実によれば、本件問い合わせ2がされた当時、道路等索引帳には、本件私道が2項道路として掲げられていなかったものであり、被告の職員は、道路等索引帳も参照しながら、本件問い合わせ2に回答したものと推認される。

しかし、証拠（乙8、12、証人G）及び弁論の全趣旨によれば、道路等索引帳には、本件指定により指定された練馬区内の2項道路がすべて記載されているわけではなく、本件指定後の調査によって被告区長が個別に2項道路の要件を充足していると判断した通路については、被告内部の決済を経て、順次、道路等索引帳に2項道路として書き加えられること、このような個別の判断の結果、当初の道路等索引帳には記載がなかったが、後に2項道路として書き加えられた通路は、昭和54年から平成17年の間に合計23件（本件私道を含む。）あり、逆に、当初道路等索引帳に2項道路として記載されていたが、その後の調査により2項道路ではないと判明した通路は、同期間に合計9件あることが認められる。そして、これらの

事実、調査係の職員であれば、道路等索引帳に2項道路として記載されていない通路が

後に2項道路であることが判明する事例が少なからず存し、道路等索引帳に記載されていないことのみを根拠として2項道路ではない旨回答した場合、後にその通路が2項道路であることが判明すれば、問い合わせをした住民や周辺の住民に与える影響が大きいことを認識していたはずであると考えられることを合わせ考慮すると、被告の職員が、本件私道が道路等索引帳に2項道路として記載されていないことから直ちに、確定的に本件私道が2項道路に該当しない旨の回答をしたものとは推認できないというべきである。

(オ) なお、原告らは、仮に、本件問い合わせ1、2に対する被告の職員の回答が、本件私道について2項道路と判断することができる十分な資料が整えば2項道路として取り扱うといったようなものであったとしても、かかる回答は確定的に本件私道について2項道路として取り扱わないと回答したのと同じであるとも主張するが、かかる回答は、後に十分な資料が整った場合に2項道路として取り扱うとの余地を残したものであり、確定的に本件私道を2項道路として取り扱わないとの趣旨ではないことが明らかであるから、上記主張は失当である。

(カ) 他に、ウの認定を覆すに足りる証拠はない。

オ なお、本件問い合わせ1がされた事実が認定できないことは、前記(1)に説示したとおりであるが、本件問い合わせ2について説示したところによれば、仮に本件問い合わせ1がされた事実があるとしても、それに対して確定的に本件私道を2項道路として取り扱わない旨の回答がされたと認めることはできないというべきである。

2 争点(2) (被告の職員が本件問い合わせ1、2に対し確定的に本件私道が2項道路に該当する旨の回答をしなかったことは違法か。) について

(1) 一般に、地方自治体の住民は、行政の窓口相談において提供される教示や情報について、それが行政サービスであっても、相当な根拠に基づいてされるものであると信頼し、その教示や情報に基づいて行動する場合もあるから、所掌事務について相談を受けた職員としては、可能な限り正確な教示、情報の提供に努めるべきものである。

しかし、2項道路該当性のように、その判断のためには、基準時における現地の状況、通路の位置、通路と隣地との境界等を正確に把握する必要がある一方、その判断がされると相談者以外の者の利害にも重大な影響を及ぼす可能性があり、しかも、地方自治体が最終的な判断権限を有するものではない事項について相談を受けた場合、これに対して常に一義的、確定的な教示や情報の提供をしなければならないとすると、円滑な相談業務の遂行に支障を来すことにもなるというべきであるから、相談の内容や緊急度、相談を受けた時点で収集可能な情報等に照らし、その部署の公務員として一般に期待される程度の情報提供が行われれば足り、それ以上に一義的、確定的な教示や情報の提供をする義務までは負わないというべきである。

。

(2) 争点(1)についての判断で説示したとおり、原告Xが被告に対して本件問い合わせ1をした事実、被告の職員が本件問い合わせ1、2に対し確定的に本件私道が2項道路に

該当しない旨の回答をした事実は、いずれもこれを認定することができないというべきである。

そうすると、被告の職員が本件問い合わせ1, 2を受け、これに対して上記のような回答をしたことを前提として被告の回答に国賠法又は不法行為法上の違法があるとする原告らの主張は、その前提において失当であり、理由がない。

(3)ア 原告らは、仮に、被告の職員の本件問い合わせ1, 2に対する回答が2項道路と判断することができる十分な資料が整えば2項道路として取り扱うという趣旨のものであったとしても、被告の職員は、昭和46年に本件私道が2項道路に該当することを前提とする本件建築確認処分がされていたにもかかわらず、被告の職員がその資料を被告内で適正に管理せず、過去にさかのぼった建築確認処分の調査、本件私道の近隣住民からの聴き取り等を一切行わなかった結果、本件問い合わせ1, 2に対して、確定的に本件私道を2項道路として取り扱う旨の回答をしなかったのであるから、被告の職員の回答はその点において国賠法又は不法行為法上の違法性を有する旨主張する。

イ 確かに、証拠(甲9, 13)によれば、昭和46年に本件私道を2項道路として取り扱うことを前提にした本件建築確認処分がされていることが認められる。

しかし、まず、本件建築確認処分を担当した建築主事が本件私道が2項道路に該当するとの判断をしたとしても、被告が直ちにその判断に拘束されて本件私道を2項道路として取り扱うことを義務づけられるものではないから、本件建築確認処分がされていたこと自体から直ちに、被告の本件問い合わせ1, 2に対する上記のような回答が違法になるものとはいえない。

また、証拠(甲5)及び弁論の全趣旨によれば、原告らが本件問い合わせ1, 2がされたとする当時、本件建築確認処分に関する資料が被告に保管されていなかったために、これを調査資料として利用することができず、上記建築主事がいかなる資料に基づいて本件私道が2項道路に該当すると判断したのかを知る術もなかったことが認められる上、前記認定のとおり、本件私道が2項道路に該当するか否かの認定は、基準時における現地の状況を確認し、その正確な位置を確定し、隣接する土地との境界を画定する作業を伴うなど、きわめて困難なものであり、平成16年3月29日にHから基準時における本件私道付近の状況を撮影した航空写真が提出される前においては、被告の職員にとって基準時当時の本件私道付近の客観的な

状況も明らかではなかったというべきであるから、本件建築確認処分の存在を前提にしても、被告の職員が、本件問い合わせ1, 2に対し、確定的に本件私道を2項道路として取り扱う旨を回答する一義的な義務があったということとはできない。

ウ 原告らの主張は、被告が本件建築確認処分時の資料を保管せず、本件調査の際にHら本件私道の近隣住民から聴き取り等の調査をしなかったことを違法な行為として主張するもののようにも解される。

しかし、本件全証拠によっても、いかなる事情で本件建築確認処分時の資料が被告に保

管されていなかったのか不明であり、それが被告の職員の違法な行為の結果であるとは断定することができない上、仮に、その資料が保管されていたとしても、その資料の内容が不明である以上、それに基づいて被告が確定的に本件私道が2項道路に該当するとの判断をしていたかどうか不明であるといわざるを得ないから、上記資料が保管されていなかったことと被告の職員が確定的に本件私道が2項道路に該当するとの判断をしなかったこととの間に因果関係があるとはいえない。また、本件調査の際に本件私道の近隣住民からの聴き取り等の調査により本件建築確認処分がされたことが判明したとしても、本件建築確認処分の際にどのような

資料に基づいて本件私道の2項道路該当性が認められたのかが不明である以上（Hが所持していた本件確認通知書（甲9）によっても、この点は明らかでない。）、被告において確定的に本件私道が2項道路に該当するとの判断をすべきことが一義的に明らかであったともいえないから、被告が本件私道の近隣住民から聴き取り等の調査をしなかったことと、被告の職員が確定的に本件私道が2項道路に該当するとの判断をしなかったこととの間に因果関係があるとは認められない。

エ さらに、原告らの主張は、本件問い合わせ1、2に対して、確定的に本件私道を2項道路に該当する旨回答することはしないまでも、本件建築確認処分がされたことを告知すべき義務があった旨をいう趣旨に解されないこともない。

しかし、被告において本件私道を2項道路として取り扱うかどうかというような問題とは異なり、本件私道の近隣の建物について建築確認処分がされたかどうかというような事実については、原告ら自身も周辺住民から聴き取り調査をすることが可能であったと考えられる上、被告において、本件私道を2項道路として取り扱うことが確定していなかったのに、本件建築確認処分がされた事実のみを告知することは、かえって原告らに誤解を与えることにもなりかねず、それが必要、適切であったとも直ちにはいえない。

(4) 以上のとおり、被告には、本件問い合わせ1、2に対して確定的に本件私道が2項道路に該当する旨回答すべき義務や本件建築確認処分がされた事実を告知すべき義務があったとまではいえないのであり、被告が、確定的に本件私道を2項道路として取り扱う旨の一義的な回答をすることまではせず、より慎重を期して、2項道路に該当すると判断することができる十分な資料が整えば2項道路として取り扱う旨回答するに止めたからといって、これを国賠法上又は不法行為法上の違法な行為であるとまでいうことはできない。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 矢尾渉 裁判官 澤野芳夫 裁判官 今井勇介)

〈以下省略〉